

# JRIS 一問一答

一問一答【2010】3号

2010年2月15日

日綜(上海)投資コンサルティング有限公司

副総経理 吳明憲

e-mail: [meiken@jris.com.cn](mailto:meiken@jris.com.cn)

<http://www.jris.com.cn>

上海市浦東新区世紀大道100号

上海環球金融中心15楼62室

電話: 021-50541677 fax: 021-50546122



日本総研

The Japan Research Institute, Limited グループ

## 質問

資金金の払込が完了していない段階で親子ローンを借りることはできますか。

海外から資金を調達する親子ローンは外債に該当しますが、外債登記を行うことのできる限度額は投資総額から登録資本を差し引いた「投注差」の範囲内であることは周知のとおりです。

登録資本の払込方法は一般的に定款の中で謳われており、企業設立に際して定款の内容は審査部門より批准を受けます。当然定款に謳われている以上、登録資本はそこに謳われた期限どおりに払い込まれている必要があります。出資期限を超過して登録資本が払い込まれていない場合、外債を調達することができません。

しかしながら、出資期限を超過していなければ登録資本が全額払い込まれていない場合でも外債を調達することができるといえます。ただし、その場合、外債の限度額は登録資本全体に対する既に払い込まれた登録資本の比率で計算することになります。

以上

\*弊社ウェブサイト (<http://www.jris.com.cn/>) でバックナンバーをご覧頂くことができます。

1. 税制、法律、外貨管理制度等は中国当局により変更されることがございますので参考資料としてご利用ください。
2. 本資料は、作成日時時点で弊社が入手し得る資料及び一般に信頼できるとされる情報源に基づいて作成されたものですが、情報の正確性、完全性につきましては、弊社で保証するものではありません。本資料の内容につきましては、あくまで弊社の意見を示すものに過ぎません。また、本資料の一部または全部を、電子的または機械的手段を問わず、無断で複製または転送などを行わないようお願いいたします。